

## 浜松市飲食店テイクアウト等取組支援事業費補助金に関するFAQ（令和4年2月2日現在）

※コールセンターの番号は053-413-2611

No.	質問	回答
<b>①【事業制度について】</b>		
①-1	補助対象となる物品の購入はどのようなものですか。	テイクアウト又はデリバリーで使用するエコ容器等の購入に要する経費です。要綱第5条別表1をご確認ください。
①-2	補助対象となるものはどのような事業ですか。	浜松市内で、店舗に飲食スペース等を有する飲食店を営業している中小企業者等（テイクアウト、デリバリー専門店は除く）が、テイクアウト又はデリバリーで商品提供の際に使用するエコ容器等を購入する事業
①-3	補助率、補助額について教えてください。	補助対象経費の2/3以内で補助します。上限は20万円です。
①-4	申請期間内であれば、何度でも申請できますか。	1店舗につき、上限20万円に達するまでなら何度でも申請できます。
①-5	他団体から容器の購入についてすでに補助を受けているが、市の補助金ももらうことができますか。	できません。
①-6	店舗の改装等で市や他団体から補助を受けているが、補助対象となりますか。	店舗の改装等、エコ容器の購入とは関係ない経費の場合は、補助対象となります。
①-7	補助対象となる期間はいつからいつまでですか。	令和3年8月1日から <b>令和4年2月20日</b> までに納品・支払いが完了したものが対象です。なお、新規オープン店舗に関しては、 <b>令和4年2月20日</b> までにオープンしていることが条件となります。 クレジットカード決済では、カードの決済日ではなく、口座からの引き落としが <b>令和4年2月20日</b> まで完了した場合に対象となります。
①-8	申請はいつまで可能ですか。	郵送の場合、 <b>令和4年2月22日</b> （消印有効）です。 WEBでの申請の場合は、 <b>令和4年2月22日</b> 23時59分59秒までに必要事項を入力し申請が終わっているものが対象です。申請途中で期限がきたものは対象外となります。締め切りぎりぎり申請することが無いようできる限り余裕をもって申請してください。 <b>また、申請後書類に不備があった場合、令和4年2月28日（月曜日）までの修正が交付条件となります。</b>
①-9	製品の在庫不足などにより <b>令和4年2月20日</b> までに納品ができない場合はどうなりますか。	<b>令和4年2月20日</b> までに納品・支払いが完了するもののみが対象となります。
①-10	個人住民税の「特別徴収」とはなんですか。	事業者が従業員に対して毎月支払う給与から個人住民税（市県民税）を引き去りし、従業員に変わって市町村に納入する制度です。
①-11	特別徴収を行っていない事業所は補助対象外ですか。	従業員の人数が一定以下、給与の支払いが不定期等の理由により、元々特別徴収を行う義務のない事業者であれば補助対象となります。自身の事業所に特別徴収義務があるかどうかは、浜松市市民税課にお問合せください。
①-12	レシートに宛名の記載がないですが、それでもよいですか。	宛名が未記入のものは対象外となります。
①-13	領収書の宛名は店舗名のみでもよいですか。（申請者名が入っていないとダメ？）	申請者名もしくは店舗名のどちらかであれば対象となります。

No.	質問	回答
①-14	明細がないレシートや領収書はダメですか。	明細がないと補助申請内容との突合ができないため、対象外となります。
①-15	8月に購入したため領収書も現物もない場合はどうすればよいですか。(物品の写真は撮れる範囲で構わない旨の記載はあるが)	8月に購入しすでに使用済みの場合は、現物写真はなくても構いません。(10月以降に購入した場合は必須となります) ただし、領収書は必須となりますので、購入先の店舗に再発行いただく等、対応をお願いします。領収書が無い場合は全て補助対象外となります。
<b>②【補助対象となる業種・業態について】</b>		
②-1	補助対象となる業種と中小企業者の範囲はどうなっていますか。	浜松市内で店舗に飲食スペース等を有する飲食店を営業している中小企業者や個人事業主です。 ※市外在住でも浜松市内で飲食店を営んでいれば申請できます。
②-2	なぜ中小企業者と個人事業主を対象としているのですか。	この事業は、資金等に余裕のない事業者等の支援を目的としているからです。
②-3	個人事業主の住所が市外の場合は補助を受けられますか。	浜松市内で店舗に飲食スペース等を有する飲食店を経営していれば、市外在住の事業者でも申請できます。 ただし、納税地での滞納状況を確認するため、納税地の市町村税の納税証明書又は完納証明書を提出してください。対象税目はすべての税目です。
②-4	卸売業を営んでいますが、補助対象となりますか。	本業が飲食店以外であっても、浜松市内で店舗に飲食スペース等を有する飲食店を経営する中小企業者や個人事業主であれば、補助対象の業種に含まれます。 ただし、露店商、コンビニエンスストアは対象外です。
②-5	フードコート内の店舗で、フードコートの席を店舗の飲食スペースとして使用していますが、補助対象となりますか。	フードコート(飲食店で購入した商品の飲食を主たる目的として設置された共有の場所)を有している場合も補助対象となります。
②-6	市内で複数店舗を運営している場合、店舗ごとに20万円の補助を受けられますか。	複数店舗の場合、各店舗で補助要件を満たしていれば1店舗ごとに上限20万円の補助を受けることができます。 (店舗ごとに申請が必要です)
②-7	市税について納期限が過ぎているものがありますが、申請できますか。	補助事業者の要件として「市税を完納していること、又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けている者」としています。基本的には、申請時点において市町村税の全ての税目について納税が完了(納期限が来ているもの)してからの申請となります。ただし、市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けている事業者については、市長名義の市税徴収猶予承認通知書等(詳細は収納対策課へ確認)を提出することで申請が可能です。
②-8	Foodelixへの登録は必須ですか。	必須ではありませんが、任意で登録をお願いしています。 また、Foodelixに登録済みもしくは新規登録した店舗には天竜木材で作成された割りばし500膳を配布します。
②-9	テイクアウトとデリバリーの両方をしていなければなりませんか。	どちらか一方でも構いません。
②-10	コロナの影響を受ける前からテイクアウト、デリバリーを実施しているが、補助対象となりますか。	要件を満たしていれば補助対象となります。(補助対象期間は令和3年8月1日から令和3年12月31日までです)
②-11	もともとテイクアウトやデリバリーでしか商品を販売していない場合は、補助対象となりますか。	持ち帰り主体の形態店は対象外となります。
②-12	現在コロナの影響で店内飲食を休止しており、テイクアウトやデリバリーでのみ商品を販売している場合は、補助対象となりますか。	もともと店内飲食を実施していて、コロナの影響で店内飲食を休止している場合は補助対象となります。

No.	質問	回答
②-13	当店では飲食店としてだけでなく、別事業（店内スペースの提供、卸売業等）も実施していますが、補助対象となりますか。	飲食店の部分が補助対象要件を満たしていれば、補助対象となります。
②-14	補助金をもらった後に公表されますか。	現在は未定ですが、浜松市のホームページで店舗住所、店舗名、電話番号、業種を公表する場合があります。
②-15	フードコート内でテイクアウト専門店を営業している場合は、補助対象となりますか。	持ち帰り主体の形態店は対象外となります。
<b>③【補助対象経費について】</b>		
③-1	対象となる「容器等」とは何のことですか。	提供する商品を直接入れ、持ち運びをするために利用する容器や包装のことを言い、消費者が消費するものです。支払日が令和3年8月1日から <b>令和4年2月20日</b> までのものに限りです。
③-2	対象となる「包装等」とはどんなものですか。	包装紙や紙紐、帯掛紙などを想定しています。
③-3	おしぼりや紙ナプキン等は対象となりますか。	対象となります。
③-4	容器内の仕切りがプラスチック製の場合、補助対象となりますか。	補助対象外です。
③-5	容器を購入する際にかかる振込手数料や配送手数料は対象となりますか。	補助対象外です。
③-6	植物性プラスチック（バイオマスプラスチック）で作られている製品は、対象となりますか。	補助対象外です。通常のプラスチック製品との判別が難しいこと、製品中の植物性プラスチック（バイオマスプラスチック）の比率が分かりにくいことから、補助の対象にはなりません。
③-7	容器について、本体は紙製でふたがプラスチック製の場合、対象となりますか。	補助対象外です。物品の一部でもプラスチック製品が使われている場合は補助の対象にはなりません。 ただし、紙製の本体とプラスチック製のふたを、別々に購入し、購入代金が明確に分かれている場合は、紙製の本体のみ補助対象とします。
③-8	スプーン等の個包装がビニールでされているものは、対象となりますか。	商品の衛生状態を保つため、個包装にビニールが使用されている場合は対象とします。
③-9	バラや小分けカップなどの小分け用仕切りは補助対象となりますか。	紙製等であれば対象となります。
③-10	出前等で使用後に回収し、洗って繰り返し使用できる容器等は対象となりますか。	「消費者が消費するもの」に該当しないため、補助対象外です。
③-11	購入した容器等は、補助対象期間内に使い切る必要がありますか。	補助対象期間内に使い切る必要はありません。 ただし、過剰な在庫とならないよう、常識的な範囲内で物品の購入をお願いします。
③-12	料理を無償で提供する事業であっても申請できますか？（商店街のイベント等で行う炊き出しの容器を紙製のもので調達するなど）	あくまで飲食店の営業の中で実施するテイクアウトやデリバリーへの取り組みに対する支援のため、補助対象外となります。
③-13	製品の在庫不足などにより <b>令和4年2月20日</b> までに納品ができない場合はどうなりますか。	<b>令和4年2月20日</b> までに納品・支払いが完了するもののみが対象となります。
<b>④【添付書類について】</b>		

No.	質問	回答
④-1	支払いを確認できる書類を廃棄してしまったのですが、申請できますか。	対象経費に該当していても、レシートや領収書など支払いが確認できる書類がない場合は申請できません。再発行などで対応してください。
④-2	レシートや領収書はコピーでも可能ですか。	コピー（複製）でも可能です。なお、宛名は補助金申請者と同一である必要があります。
④-3	従業員等が立て替え払いした経費は対象となりますか。	領収書等の名義が補助金申請者と同一である場合のみ補助対象となります。
④-4	容器等をネットショッピングで購入したため、領収書がありません。「支払いが確認できる書類」は何を提出したらよいですか。	下記の①～③全てが必要です。 ①注文商品と注文内容が分かる画面（確認メール等でも可）のコピー ②クレジットカードの請求明細（①の支出が含まれているものが分かるもの） ③クレジットカードの請求金額が引き落とされていることが分かる通帳のコピー等
④-5	補助対象の容器と補助対象外のおしぼり等をまとめて購入したところ、購入した店舗で割引があった。申請の際、割引金額分はどのように扱えばいいですか。	「容器等の購入経費」が補助対象であるため、割引額を対象の経費と按分して算出してください。 【例】容器7,000円、おしぼり3,000円、値引が合計金の10%だった場合 (1,000円が値引きされ、全体の購入費は9,000円だった) ・容器に対する値引き額は7,000円×10%=700円 7,000円-700円=6,300円が補助対象経費 ⇒補助金申請金額は6,300円×2/3=4,200円 【例2】容器代7000円、おしぼり3000円、限定セールで一律500円引きされた場合 ・容器に対する値引き額を求める。500円×7/10=350円 7,000円-350円=6,650円が補助対象経費 ⇒補助金申請金額は6,650×2/3=4,433円 ※ポイントによる値引きも同様にお考えください。
④-6	容器等の実物写真は、1種類1個ずつ等購入した数量全てでなくてよいですか。	基本的には購入した数量全てを写真に撮って添付する必要があります。（実際に納品されたか確認する必要があるため） ただし数量が多い場合は、1ケース100個入り等記載のある段ボール等数量が分かるような写真で構いません。また、8～9月購入分で既に使用済み等で実物の写真が撮れない場合は、撮れる範囲で構いません。（支払いの確認できる書類等は必要です。）
④-7	市長が必要があると認める書類とは何ですか。	・市外事業者の場合は、市町村税の全ての税目にかかる納税証明書又は完納証明書 ・市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けている事業者が申請する場合は、市長名義の市税徴収猶予承認通知書等（詳細は収納対策課へ確認） ・新規開店の店舗にかかる経費を申請する場合は、開店した日が分かる書類 その他、審査のために追加で提出を求める場合があります。
<b>⑤【その他】</b>		
⑤-1	申請書はどこで入手できますか。	浜松市のホームページでダウンロードが可能です。そのほか、各区役所、各協働センターにて配布しています。必要に応じて事務局から郵送します。 なお、サービスセンターでの配布は行いませんのでご注意ください。
⑤-2	いつ頃入金されますか。	申請書類と審査結果に問題がなければ、申請件数にもよりますが審査完了後1ヶ月程度で振込を行う予定です。

No.	質問	回答
⑤-3	決済方法として認められるものは何ですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金決済（銀行振込含む）</li> <li>・クレジットカード決済</li> <li>・デビットカード決済</li> </ul> <p>ただし、電子マネー決済（Suica、TOICAなど電車やバス等で利用できる交通系電子マネー、nanaco、楽天Ed等の物流系電子マネー、ID、QUICPay等のクレジットカード系電子マネーなどによる決済）、QRコード決済（PayPay、LINEPay等のQRコードによる決済）手形、小切手、仮想通貨、クーポン、金券・商品券（プリペイドカード、ギフトカード（券）、プレミアム付き商品券など）、付与された特典ポイントなどで支払った部分は補助対象外となります。</p>
⑤-4	申請後に状況の変化があった場合はどうすればよいですか。	<p>①申請後に休業・廃業した場合 休業は一時的なもので再開の見込みが確認できるものは補助対象となります。ただし、再開の見通しが立たない休業や廃業は補助対象外です。補助金の交付後に休業・廃業した場合は、補助金返還の対象となる場合がありますので、一度ご相談ください。</p> <p>②その他 上記に限らず、状況の変化がありましたら一度ご相談ください。</p>
⑤-5	補助金申請はしないが、Foodelixに登録して割りばしだけもらうことはできますか。	申し訳ありませんが、当補助金交付決定者のみを対象としています。
⑤-6	割りばしはいつ届きますか。	割りばしの在庫によって変動しますが、申請後発送までに1週間～1ヶ月程度を見込んでいます。
⑤-7	Foodelixに登録したかはそのように確認しますか。	補助金事務局にて、FoodelixのHP等で登録状況を随時確認します。